# 協議事項

各協議事項について、次のとおり提出する。

平成15年2月13日

阿蘇中部 4 町村合併推進協議会会長 河 崎 敦 夫

### 協議第10号 国民健康保険の取扱いについて(継続)

- (1)合併後の国民健康保険税の税率については、合併特例法第10条の規定を適用し不均一課税を行うものとし、合併後5年の間に調整する。
- (2)財政調整基金については、新市の国保会計の安定した運営を図るため、合併 時に適切な額を持ち寄る。

平成 年 月 日確認

### 協議第12号 新市の事務所設置の方式について(継続)

新市の事務所<u>設置方式及び</u>位置については合併協議会委員で構成する小委員会 を設置し、検討する。

平成 年 月 日確認

### 協議第13号 選挙区定数について(協議第4号関連)

各選挙区ごとの定数については合併推進協議会委員で構成する小委員会を 設置し、検討する。

平成 年 月 日確認

#### 協議第14号 地方税の取扱いについて

- (1)4町村で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。
  - ア 個人町村民税の納期については、一の宮町の例による。
  - イ 固定資産税の納期については、一の宮町及び阿蘇町の例による。
  - ウ 入湯税の税率及び納期については阿蘇町の例による。
- (2) 国土調査については新市に引き継ぎ、新市において早急に調査を完了するものとする。

また、基準点の管理についても新市において引き続き事業を実施するものとする。

平成 年 月 日確認

# 協議第14号の2 納税組合・各種奨励金の取扱いについて

納税組合については、存続させるものとする。

納税組合奨励金交付方法等については、合併までに調整する。

個人町村民税及び固定資産税にかかる全期前納報奨金については( ) 町村 の例による。

平成 年 月 日確認

#### 協議第15号 姉妹都市の取扱いについて

姉妹都市については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

### 協議第16号 国際交流事業の取扱いについて

国際交流事業については、現行どおり新市においても事業を実施するものとする。

平成 年 月 日確認

# 協議第17号 広報・広聴関係事業の取扱いについて

- (1) 広報誌は毎月発行するものとし、形式、部数、委託先及び配布方法について は合併までに調整する。
- (2) 広聴関係事業については、合併後、新市において検討する。

平成 年 月 日確認

# 提案事項

次回協議事項について、次のとおり提出する。 平成15年2月13日

阿蘇中部 4 町村合併推進協議会会長 河 﨑 敦 夫

#### 新市建設計画について

新市の将来ビジョン(骨子)は、別紙のとおりとする。

#### 投票区の見直し・開票所の選定について

投票所の見直しや開票所の選定については、合併までに調整する。

### 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数について

案 1:新市に1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数は上限である30 名以内とする。

また、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に基づき、旧町村を地域とする4つの選挙区を設け、その定数については合併後条例で定める。

案 2:新市に2つの農業委員会を設置し、(一の宮町・阿蘇町に1つ、産山村・波野村に1つ)定数はそれぞれ20名、10名とする。

また、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に基づき、旧町村を区域とする4つの選挙区を設け、その定数については合併時条例で定める。

#### 農業委員会の委員の任期について

4町村の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年を超えない範囲で引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。

# 学校教育関係の取扱いについて

- (1)学校の統廃合については、新市において児童生徒数の推移により、必要に応じ計画的に実施を行う。
- (2)特殊学級の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3)学校の施設整備については、新市において学校施設整備計画を策定し、計画に沿って整備を行う。
- (4)新市において基金を創設し、高校、大学(短大) 専修学校の学生・生徒を 対象とする奨学金制度を設立する。
- (5)学校給食費については当面現行どおりとし、合併後、新市において調整・検討し統一化を図る。
- (6)給食センターの取扱いについては当面現行どおりとし、新市において管理・ 運営を検討する。
- (7)給食費の会計及び徴収方法については、合併後、新市において検討する。